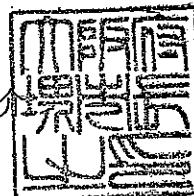




堺環共第550号  
平成17年9月14日

大阪府知事  
齊藤房江様

堺市長木原敬



泉北天然ガス発電所に係る環境影響評価準備書に対する  
環境の保全の見地からの意見について（回答）

環境影響評価法第20条第2項において準用される第10条第2項の規定に基づき、  
平成17年5月18日付け、環保第1217号で照会のあった標記のことについて、本市  
の意見を下記のとおり回答します。

記

準備書に示された事業の概要、影響影響評価の結果、環境の保全のための措置及び事後調査について検討した結果、本事業は、他の燃料に比べて環境にやさしい天然ガスを燃料とする火力発電所を建設、運営するものであり、事業の必要性については理解するものの、火力発電所という性格上、大気汚染物質等による環境への影響を極力回避、最小化することが求められる。

このため、事業者に対して、事業の実施に当たって講じようとする環境の保全のための措置に加え、別添指摘事項が確実に実行されるよう強く求めます。

別添資料

泉北天然ガス発電所に係る環境影響評価準備書についての検討結果

（堺市環境影響評価専門委員）

## 指摘事項

### 1. 大気質

- (1) 発電所の施設の稼働に伴い、大量の窒素酸化物の排出が予想されることから、発電所の供用時においては、窒素酸化物による大気質への影響を極力回避するために、運転時における排煙脱硝装置の適正な運転管理及び保守点検を徹底すること。
- (2) 工事用資材等及び供用後の資材等の搬出入に際しては、大気質に及ぼす影響を可能な限り低減するよう、環境保全措置の実施を徹底するとともに、輸送経路として可能な限り高速道路を使用すること、及び低公害車や低排出ガス車の使用など、さらなる環境保全措置の実施についても検討すること。

### 2. 騒音、振動、低周波音

- (1) 工事用資材等及び供用後の資材等の搬出入に際しては、輸送経路としている府道大阪臨海線での道路交通騒音が現状において環境基準値を上回っていることから、騒音に及ぼす影響を可能な限り低減するよう、環境保全措置の実施を徹底するとともに、輸送経路として可能な限り高速道路を使用すること、及び搬出入車両の台数を分散化するなど配車計画について十分検討すること。
- (2) 発電所の設備機器の選定にあたっては、環境影響評価において設定した騒音・振動・低周波音の発生源レベルの大きさを上回ることがないよう十分留意すること。

### 3. 冷却塔白煙

施設の稼働時においては、環境監視により白煙が周辺環境に影響を及ぼすことが予想される場合は速やかに乾湿併用運転を実施できるように体制を整えること。

### 4. 水質

- (1) 工事の実施に当たっては、排水のSS濃度を低減するため、仮設の凝集沈殿設備の設置について検討すること。
- (2) 施設の稼働時においては、排水のCOD、T-N、T-P濃度の管理を適切に行うこととともに、残留塩素濃度について十分な管理を行うこと。

## 5. 景観

具体的な施設の計画にあたっては、臨海部における景観形成を図り、企業イメージを高めるよう建物の美装化、デザインの向上、敷地内の緑化による潤いの創出などに努めること。

## 6. 廃棄物等

- (1) 施設建設工事に係る「グリーン購買」については、グリーン調達物品に関する最新の情報を踏まえて積極的に推進し、さらに環境に配慮した資材の調達に努めること。
- (2) 工事に伴って発生する掘削残土を極力削減するとともに、再利用について、さらに検討し、有効利用に努めること。

## 7. 温室効果ガス等

発電効率を高く維持できるよう、適切な運転管理、設備管理を行うこと。

## 8. 環境監視計画等

- (1) 施設の稼働時においては、排ガスの窒素酸化物濃度の監視に万全を期し、問題が生じた場合は速やかに適切な措置を講じること。
- (2) 施設の稼働時において、対象事業実施区域周辺地域の大気測定局における窒素酸化物の測定結果を整理し、施設の稼働による大気質に係る影響の程度を把握すること。
- (3) 施設の稼働時においては、設備の劣化に伴う騒音・振動・低周波音の発生源レベルの増加が懸念されることから、適切な設備管理を行うとともに、予測で発生源とした設備の騒音・振動・低周波音の発生源レベルの測定調査を経年的に行うこと。